

箱崎キャンパス跡地利用協議会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 この会は、箱崎キャンパス跡地利用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョンの実現のため、九州大学箱崎キャンパス跡地（以下「箱崎キャンパス跡地」という。）の利用に関して、必要な事項を連絡、協議することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、箱崎キャンパス跡地にかかる以下の事項について、協議を行う。

- （1）土地利用に関する事項
- （2）都市基盤整備に関する事項
- （3）まちづくりのルールに関する事項
- （4）跡地利用スケジュールに関する事項
- （5）その他跡地利用に関する事項

（設置期限）

第4条 協議会の設置期限は2年とする。但し、組織の改組・改編を含む設置期限の延長を妨げない。

（構成）

第5条 協議会の委員は、学識経験者、地域住民代表、経済界、その他関係機関等で構成するものとし、別表1に掲げるとおりとする。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員が、人事異動等により、任期の途中で、委員を務められなくなった場合には、その委員の所属する組織体より後任を選定し、その旨協議会に届け出ることにより、変更できるものとする。

（委員長と副委員長）

第7条 協議会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(開催)

第8条 協議会は、委員長が必要と認めたときに、開催する。

(招集と会議)

第9条 協議会は委員長が招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 事務局は、別表2に掲げる九州大学と福岡市が共同でこれにあたる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

別表 1

委員

委員	所属、役職等
坂井 猛	九州大学 大学院 教授（都市計画、都市設計、景観設計）
出口 敦	東京大学 大学院 新領域創成科学研究科 教授
塚原 健一	九州大学 大学院 教授（都市・地域計画、地域防災計画）
箱嶋 次雄	箱崎校区自治協議会代表
山内 啓徳	東箱崎校区団体協議会代表
斉藤 政雄	筥松校区自治協議会代表
三宅 勝彦	松島校区自治協議会代表
松田 美幸	福岡地域戦略推進協議会
植松 岳	一般社団法人九州経済連合会 常務理事
中村 仁彦	福岡商工会議所 専務理事
福原 義則	独立行政法人都市再生機構 九州支社 都市再生業務部長
小路 芳晴	福岡県 建築都市部長
日下部 修	福岡市 東区長
馬場 隆	福岡市 住宅都市局長
平野 浩之	九州大学 企画部長

別表 2

事務局

九州大学 企画部 統合移転推進課

九州大学 統合移転事業推進室 跡地処分推進プロジェクトチーム

福岡市 住宅都市局 大学移転対策部 九大跡地計画課